

秋田市河辺岩見温泉交流センター建築物環境衛生管理業務委託仕様書

1 委託場所 秋田市河辺三内字外川原101番地1
秋田市河辺岩見温泉交流センター

2 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 1年間の業務（委託）内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者業務（12か月、毎月1日以上勤務）
- (2) 室内（空気）環境測定業務（4か所 6回）
- (3) 衛生害虫防除業務（4か所 2回）
- (4) 貯水槽清掃業務（受水槽（12t）の清掃 1回）
- (5) 水質検査業務
 - ア 28項目検査（1回）
 - イ 16項目検査（1回）
 - ウ レジオネラ属菌（2か所 2回）
- (6) 検査書類提出業務（(5)の業務の結果から簡易専用水道の書類検査に必要な報告書を提出すること。）

4 有資格者等

本業務の実施にあたっては「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」、同法施行令および同法施行規則などの関係法令に定められた技術者（有資格者）を派遣すること。

また「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」などの関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して行うこと。

5 委託料の支払時期

委託料の支払時期については、各年度毎に業務完了報告書（年度末）を確認後、受託者の請求により支払うものとする。

6 疑義

本仕様書に定めのない事柄について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。